担当部署: 上下水道課

処分の概要	手数料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	柴田町給水条例 第29条第1項
例 規 番 号	平成10年条例第3号

## 【基準】

第29条の規定による。

(手数料)

第29条 手数料は、次の区分により、申込者から徴収する。

- (1) 町長が給水装置工事の設計をするとき 1件につき 10,000円
- (2) 第5条第1項の申込みを承認するとき 1件につき 1,000円
- (3) 第7条第1項の指定をするとき 1件につき 30,000円
- (4) 第7条第2項の設計審査(使用材料の確認を含む。)をするとき 1回につき 2,000円
- (5) 第7条第2項の工事検査をするとき 1回につき 2,000円
- (6) 第19条第2項の消防演習の立会いをするとき 1回につき 500円
- (7) 第33条第2項の確認をするとき 1回につき 10,000円
- (8) 指定給水装置工事事業者の指定の更新をするとき 1件につき 10,000円
- (9) 指定給水装置工事事業者証の交付及び再交付をするとき 1件につき 3,000円
- (10) 国道及び県道内給水管埋設占用の申請をするとき 1件につき 10,000円
- 2 前項の手数料は、特別の事由がない限り還付しない。

## 備考

設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	令和 5 年 9 月 29 日
-------	------------	---------	-----------------